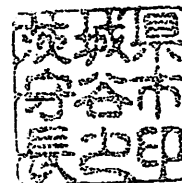


専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年7月25日

守谷市長 会 田 真



1 和解の相手方

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

平成24年7月10日 午前11時

(2) 事故発生場所

守谷市大柏950番の1

(3) 事故の概要

守谷市役所敷地内で職員が除草作業をしていたところ、肩掛刈払い機ではじいた小石が駐車中の車両の側面の窓ガラスに当たり破損した。

(4) 損害賠償額

38,115円

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙
のとおり専決処分したので、同条第2項に規定によりこれを報告する。

平成24年9月3日 報 告

守谷市長 会 田 真 一

| | |
|-----|-----|
| 報 告 | 頁 数 |
| 10号 | 1 |